訪問介護相当サービス運営規程

（事業の目的）

第１条　当事業所が行う訪問介護相当サービス事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事業を定め、事業所の介護福祉士または介護職員研修の修了者等(以下「訪問介護員」という)が、介護を必要とする要支援者に対し、適正な訪問介護のサービスを提供する。

（運営の方針）

第２条　事業所の訪問介護員(以下「ヘルパー」という)は、ご利用者のご希望に添って、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

訪問介護相当サービス事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。また、すべてのヘルパーがプロ意識と誇りを持ち、笑顔を絶やさず安心して働ける環境を作る様に努める。

２　事業所は、介護保険法その他の法令、「宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」に記載する「指定訪問介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第５条－第４３条の３)」及び「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　訪問介護Ｒｉｔｚ

（２）所在地　宇治市木幡御蔵山 39 番地の 1007

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職員の職種		人数	区分		職務の内容
			常勤	非常勤	
管理者		１名	１名	０名	・事務所の管理運営 ・ヘルパーの指導
サービス提供責任者		１名	１名	０名	・ヘルパーの指導、訪問介護相当サービス個別計画の作成等 ・居宅介護サービスの提供
居宅介護等従	介護福祉士	５名	２名	３名	訪問介護等サービスの提供

業者	介護職員 実務者研 修修了者	１名	０名	１名	
総数		６名	２名	４名	

（営業日及び営業時間等）

第５条事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

営業日	月～金（祝日、12/29～1/3 除く）
受付時間	9 時～18 時
サービス提供日	月～土
サービス提供時間	24 時間(日曜日除く)

（事業の内容及び利用料等）

第６条　事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準もしくは宇治市長が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

⑴　身体介護

⑵　生活援助

２　第７条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、1km あたり 20 円とする。

３　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

４　前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、宇治市とする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２　サービスの提供により事故が発生した場合は、宇治市、関係市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故

発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
4　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生時等における対応方法）
第９条　事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る事業者、市町村及び京都府等に連絡するものとする。
2　利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）
第 10 条　サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（カスタマーハラスメントの防止）
第 11 条 事業所は、利用者及びその家族等からの正当な苦情、意見及び要望を適切に受け止め、サービスの質の向上及び改善に努めるとともに、職員が安全かつ適切に業務を遂行できる就業環境の確保に努めるものとする。
2 事業所は、利用者及びその家族等による言動のうち、社会通念上許容される範囲を超え、職員の就業環境を害するものについて、カスタマーハラスメントとして適切に対応するものとする。
3 カスタマーハラスメントの防止及び発生時の対応について必要な事項は、法人が別に定める「カスタマーハラスメントに対する基本方針」によるものとする。

（個人情報の保護）
第 12 条　事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2　事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（秘密の保持）

第 13 条　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（従業者の研修等）

第 14 条　事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後３ケ月以内

（２）継続研修　年１回以上

（身体拘束等の禁止）

第 15 条　事業者は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化検討委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（衛生管理等）

第 16 条　事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

２　事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

３　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定等）

第 17 条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待の防止）

第 18 条　事業所は，虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

⑴　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について，従業者に周知徹底を図る。

⑵　虐待の防止のための指針を整備する。

⑶　従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他）

第 19 条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、合同会社Ｒｉｔｚと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１　この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

２　この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

３　この規程は、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。

４　この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。